附属書十一 (第十一章関係) 機関

A 部 第十一章の規定の適用を受ける日本国の機関

第一 節 中央政府の機関

用する。

衆議院

参議院

最高裁判所

第十一 章の規定は、 会計法 (昭和二十二年法律第三十五号)の適用を受ける次のすべての機関について適

会計検査院

内 閣

人事院

内閣府

宮内庁

国家公安委員会 (警察庁) 公正取引委員会

防衛庁

金融庁

農林水産省 厚生労働省 文部科学省

経済産業省

財務省

外務省

法務省

総務省

国土交通省

環境省

第一節に関する注釈

1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)及び内閣府設置法

(平成十一年法律第八十九号) に定めるすべての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支

第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契

分部局を含む。

2

約については、適用しない。

第二節 地方政府の機関

なし

第三節 その他のすべての機関

第十一章の規定は、次の機関について適用する。

1 A群

独立行政法人水資源機構

独立行政法人緑資源機構

石油公団 (注1)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(注 2、

注 3)

成田国際空港株式会社

日本道路公団

首都高速道路公団

阪神高速道路公団

本州四国連絡橋公団

独立行政法人都市再生機構(注2)

独立行政法人科学技術振興機構

核燃料サイクル開発機構(注4)

日本環境安全事業株式会社

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人福祉医療機構

年金資金運用基金

独立行政法人農畜産業振興機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注1)

独立行政法人中小企業基盤整備機構

日本郵政公社

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人雇用・能力開発機構

沖縄振興開発金融公庫

国民生活金融公庫

農林漁業金融公庫

中小企業金融公庫

住宅金融公庫

公営企業金融公庫

日本政策投資銀行

国際協力銀行

東京 地下 鉄株式会社 (注 2)

独立行政法人北方領土問題対策協会

独立行政法 日本原子力研究所 人国民生活センター 注 4

独立行政法人理化学研究所 (注 4)

独立行政法 人環境再生保全機構

独立行政法人国際交流基金

独立行政法人奄美群島振興開

発基金

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本芸術文化振興会

独立行政法人日本学術振興会

放送大学学園

独立行政法人日本スポーツ振興センター

社会保険診療報酬支払基金

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

日本中央競馬会

農林漁業団体職員共済組合

地方競馬全国協会

独立行政法人農業者年金基金

日本自転車振興会

独立行政法人日本貿易振興機構

日本小型自動車振興会

В

群

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人国際観光振興機構

独立行政法人労働政策研究・研修機構

日本私立学校振興・共済事業団

独立行政法人勤労者退職金共済機構

独立行政法人国立公文書館

独立行政法人情報通信研究機構

独立行政法人消防研究所

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立青年の家

独立行政法人国立少年自然の家

独立行政法人国立国語研究所

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人放射線医学総合研究所

独立行政法人国立美術館

独立行政法人国立博物館

独立行政法人文化財研究所

独立行政法

人教員研修

センター

独立行政法人国立健康・栄養研究所

独立行政法人産業安全研究所

独立行政法人産業医学総合研究所

独立行政法人農林水産消費技術センター

独立行政法人種苗管理センター

独立行政法人家畜改良センター

独立行政法人肥飼料検査所

独立行政法人農業者大学校独立行政法人農薬検査所

独立行政法人林木育種センター

独立行政法人さけ・ます資源管理センター

独立行政法人水産大学校

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

独立行政法人農業生物資源研究所

独立行政法人農業環境技術研究所

独立行政法人農業工学研究所

独立行政法人食品総合研究所

独立行政法人国際農林水産業研究センター

独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権総合情報館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人産業技術総合研究所

独立行政法人土木研究所

独立行政法

人製品

評

価

技術

基盤

機

構

独立行政法人建築研究所

独立行政法人交通安全環境研究所

独立行政法人海上技術安全研究所

独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人電子航法研究所

独立行政法人北海道開発土木研究所

独立行政法人海技大学校

独立行政法人海員学校独立行政法人航海訓練所

独立行政法人航空大学校

独立行政法人国立環境研究所

自動車検査独立行政法人

独立

行政法

人駐留

軍等労働者労務管理機

独立行政法人統計センター

独立行政法人造幣局

独立行政法人国立印刷局

独立行政法人国立病院機構

独立行政法人原子力安全基盤機構

国立大学法人

大学共同利用機関法人

独立行政法人国立高等専門学校機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人国立大学財務・経営センター

独立行政法人メディア教育開発センター

第三節に関する注釈

1 第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締

結する契約については、適用しない。

2 契約については、 第十一章の規定は、 適用しない。 A群の機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する この2の規定は、 第十一章の規定の適用を回避する目的で利用してはなら

ない。

3 特定の機関に関する注釈

注 1 地質 調 査及び地球 物 理学的調査に関連する調達は、 含まない。

注2 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注3 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注 4 核兵器(の不拡散に関する条約の 目的 又は 知的 財産 及び知的 財 産権に 関する国際協定に反する情報

の公開がもたらされることのある調達 は、 含まない。 放射性: 物質 \mathcal{O} 利 用及び管理又は 原子力施設 0

緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動 \mathcal{O} ため O調達は、 含まない。

第十一章の規定の適用を受けるメキシコの機関

第一節 連邦政府の機関

В

部

内務省(次の機関を含む。)

国家人口審議会事務局

国立公文書館

国立メキシコ革命歴史研究所

国立防災センター

国立連邦制度・地方開発研究所

出版物·雜誌審查委員会技術事務局

教育番組・特別番組制作センター

メキシコ難民救済委員会総合調整局

国家移住庁

北部国境問題委員会技術事務局

外務省(次の機関を含む。)

2

メキシコ・グアテマラ・ベリーズ間の国境及び水域に関する国際委員会メキシコ支部 メキシコ・ 米国間 の国境及び水域に関する国際委員会メキシコ支部

メキシコ研究所

大蔵省(次の機関を含む。)

国家銀行・

証券委員会

国家保険 保証委員会

国立統計 地理・情報庁

国税庁

押収物保管庁

農業・ 国家年金貯蓄制度委員会 牧畜・ 農村開発・水産 食糧省

(次の機関を含む。

4

国家林業・農業・畜産研究所 メキシコ水利技術研究所

農業・牧畜商業化支援庁 (ASERCA)

国家養殖・漁業委員会

国家食糧品質・安全・衛生庁

食糧・漁業統計情報庁

国家種子検査認証庁

国立水産研究所

通信運輸省(次の機関を含む。)

5

メキシコ運輸研究所

連邦電気通信委員会

連邦規制改善委員会

6

経済省(次の機関を含む。)

連邦競争委員会

教育省(次の機関を含む。)

7

国立人類学・歴史研究所

国立美術・文学院

教育ラジオ 工学・産業開発センター

文化芸術国家審議会

国家著作権庁 国家スポーツ委員会

厚生省(次の機関を含む。)

公的厚生基金事務局

国立輸血センタ

メキシコ生化学薬剤・試薬研究所

国立エイズ予防管理センター

国立リハビリテーションセンター

国立疫学的監視センター

国立青少年保健センター

連邦衛生危険予防委員会

精神衛生庁

国家医療仲裁委員会

国立移植センター

労働社会保障省(次の機関を含む。)

9

連邦労働訴訟支援事務所

農地改革省(次の機関を含む。)

10

農地訴訟支援事務所

国立農地登記所

環境天然資源省

11

連邦検察庁

12

13

国家原子力安全委員会エネルギー省(次の機関を含む。)

14 社会開発省

エネルギー規制委員会

国家エネルギー保全委員会

会開発省(次の機関を含む。)

国家住宅振興委員会

国家教育・保健・食糧計画調整局

観光省

15

国家無償教科書委員会国家乾燥地帯委員会

17

16

公共行政省

国家人権委員会

19

18

国家教育振興協議会

20

海軍省

22

21

国防省

治安省(次の機関を含む。)

国家治安制度執行事務局

6

メキシコ石油公社

PEMEX

(燃料又はガスの調達は、

含まない。)

P E

MEX管理公社

5

メキシコ電気通信公社

(TELECOM)

3

連邦有料道路·

橋

りよう・

関連サービス公社

(CAPUFE)

4

メキシコ郵便サービス公社

2

空港

• 補

助サー

ビス公社

A S A

1

メキシコ印刷

公社

855

少年審判所

第二節

政府企業

防

犯・社会復帰センター

連邦予防警察

連邦電力庁 (CFE) トゥラ石油化学株式会社 パハリトス石油化学株式会社 モ Р Р Р PEMEX探查·生産公社 コソレアカケ石油化学株式会社 カマルゴ石油化学株式会社 工 カングレヘラ石油化学株式会社 E M Ē レ スコリン石油化学株式会社 Е 口 M M ス石油化学株式会社 EX石油化学公社 EXガス・基礎石油化学公社 EX精製公社

8

鉱物資源審議会

- 9 コ ナスポ流通・貿易促進株式会社 (DICONSA)
- 10 コナスポ乳業株式会社 (LICONSA) (農業支援計画又は食糧配給計画の実施のために生産された

農産品の調達は、 含まない。)

- 11 連邦消費者訴訟支援事務所
- 12 国家公務員共済庁 (ISSSTE)
- 13 社会保険庁 Î M S S
- 14 国家総合扶養開発制度 $\widehat{\mathbf{D}}$ I F (農業支援計画又は食糧配給計画 の実施のために生産された農産品の

調達は、 含まない。

- 15 メキシ コ国防社会保険機構
- 17 国立成人教育研究所

16

国立先住民研究所

Î N I

- 18 青年社会統合センター
- 19 国立老齢研究所

- 28 27 26 23 22 21 20 30 29 25 24 連邦学校建設計画運営委員会(CAPFCE) N 国家水資源委員会 メキシコ市国際空港株式会社 メキシコ市空港グループ株式会社 Ο
 - 宝くじ公社 メキシコ 国家科学技術審議会 土地保有調整委員会 T I M 映 画撮影研究所 EX株式会社 (CONACYT)
 - 国立女性研究所 スポーツくじ公社

32

メキシコ工業所有権研究所

メキシコ青少年庁

国家森林管理委員会

テウアンテペック山峡鉄道

メキシコ観光振興審議会 第三節 連邦政府以外の政府の機関

なし